

施設基準に関するご案内（１）

当院は厚生労働省が定める以下の施設基準を届け出ております。

1. 入院基本料に関する基準

各病棟は以下の入院料を届け出ております。

- 1 階一般病棟：一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 2) (一般入院)第 1249 号
- 2 階回復期リハ病棟：回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (回1)第 62 号
- 3 階地域包括医療病棟：地域包括医療病棟入院料 - 2025 年 5 月届出 -
- 4 階地域包括ケア病棟：地域包括ケア病棟入院料 1 (地包ケア 1)第 14 号

2. 入院基本料等加算に関する施設基準

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準 (情報通信)第 461 号
- 機能強化加算 (機能強化)第 771 号
- 医療 DX 推進体制整備加算 (医療 DX)第 2381 号
- 救急医療管理加算 (救急医療)第 21 号
- 診療録管理体制加算 3 (診療録 3)第 208 号
- 医師事務作業補助体制加算 2 (事補2)第 165 号
- 急性期看護補助体制加算 (急性看護)第 13 号
- 医療安全対策加算 1 (医療安全 1)第 27 号
- 感染対策向上加算 2 (感染対策 2)第 53 号
- 後発医薬品使用体制加算 1 (後発使 1)第 165 号
- 病棟薬剤業務実施加算 1 (病棟薬 1)第 42 号
- データ提出加算 2・4 (データ提)第 61 号
- 入退院支援加算 1 (入退支)第 13 号
- 認知症ケア加算 1 (認ケア)第 20 号
- せん妄ハイリスク患者ケア加算 (せん妄ケア)第 5 号

3. 特掲診療料に関する施設基準

- がん性疼痛緩和指導管理料 (がん疼)第 24 号
- がん治療連携指導料イ (がん指イ)第 83 号
- がん治療連携指導料ロ (がん指ロ)第 75 号
- がん治療連携指導料ニ (がん指ニ)第 25 号
- 婦人科特定疾患治療管理料 (婦特管)第 174 号
- 二次性骨折予防継続管理料 1 (二骨管 1)第 54 号
- 二次性骨折予防継続管理料 2 (二骨継 2)第 39 号
- 二次性骨折予防継続管理料 3 (二骨継 3)第 90 号
- 外来腫瘍化学療法診療料 1 (外化診 1)第 61 号
- がん治療連携指導料 (がん指)第 865 号
- 肝炎インターフェロン治療計画料 (肝炎)第 34 号

施設基準に関するご案内（２）

- 薬剤管理指導料 (薬)第 135 号
- 在宅療養支援病院 (支援病 3)第 71 号
- 在宅時医学総合管理料 (在医総管 1)第 1327 号
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算 (遠隔持陽)第 134 号
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) (HPV)第 316 号
- 画像診断管理加算 1 (画1)第 115 号
- CT撮影及びMRI撮影 (C・M)第 539 号
- 外来化学療法加算 1 (外化1)第 56 号
- 無菌製剤処理料 (菌)第 111 号
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) (脳Ⅰ)第 190 号
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (運Ⅰ)第 39 号
- ストーマ合併症加算 (スト合)第 27 号
- 椎間板内酵素注入療法 (椎酵注)第 4 号
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(便失禁) - 2025 年 5 月届出 -
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方) (腹リ傍側)第 11 号
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術 (内胃切)第 6 号
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 (早大腸)第 64 号
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術の届出 (胃瘻造)第 46 号
- 輸血管理料Ⅱ (輸血Ⅱ)第 57 号
- 輸血適正使用加算 (輸適)第 44 号
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 (造設前)第 63 号
- 麻酔管理料(Ⅰ) (麻管Ⅰ)第 82 号
- 保険医療機関間の連携による病理診断 (連携診)第 51 号
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) (外在ベⅠ)第 38 号
- 入院ベースアップ評価料(41) (入ベ41)第 1 号
- 酸素単価 (酸素単)第 29203 号

4. 入院時食事療養に関する施設基準

- 入院時食事療養(Ⅰ) (食)第 851 号
医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

5. 保険外併用療養費のご案内

- 入院期間が 180 日を超える入院に関する事項
1 階一般病棟での入院期間が 180 日を超える入院患者さまには、健康保険による一部負担金とは別に、入院料の一部 2,720 円をご負担いただきます。ただし、厚生労働省の定める状態にある場合はこの限りではありません。